

物を商へる類ひをば呼びたるなるべし。改作所舊記に、寛文九年村方棟役引書上帳の文案に、懸作百姓何人何村。但跡々より何村より懸作に持來、今以何村には家無之、御棟役不仕。など、載せたり。右は他村より假に作り小屋を建て、當分寄留する由なり。古歌によめる、かりほのいほの類ならんか。萬葉集に借廬とかけり。元祿九年の地子町肝煎裁許附に百姓町・犀川懸作町といふ町名を記載し、今三社懸作と呼べるもあり。皆是そのかみ假屋を設け、所謂ほし店をなしたるゆゑの遺稱なるべし。

○刑法場舊跡

三州志來因概覽附録に云ふ。昔佐久間盛政尾山在城の頃、枯木橋は町端にて、橋下懸作の地は其の頃の刑法場なりと古老の口碑なりとぞ。平次按するに、菅家見聞集に、萬治二年三月金澤町醫師戸川宗印の子宗仁、不孝者に付斬罪に處せられ、淺野川橋の下に梟首獄門に被懸。依之高田慶安馬廻組伴喜内上方へ立退。宗仁依爲縁者也。とあり。此の時代までも、國初以來刑法場の餘波にて、此の地邊に梟首せられしならん。同記に、寛文七年馬廻組今枝牛之助、

所召仕之若黨某と云ふ者に被手付。依之知行被召放、他國へ追放被命。彼若黨は召捕籠舎、後犀川橋之下にて引張切に被仰付。と見ゆ、又改作所舊記に載せたる享保五年里長の書付に、寛文中石川郡窪村市右衛門と云者、山の松木を盜伐し、見咎めし足輕に疵付けたる故、橋爪にて仕置に被仰付。とあり。されば寛文の頃までは、犀川・淺野川兩橋爪にて刑法に處せられしと聞ゆ。兩橋爪共に、國初以來の流例ならんか。

○淺野川橋

金澤橋梁記に、蕪の橋、淺野川大橋の事。とあり。古傳説にも此の橋はとゞろきの橋と呼びて、古名なる由云傳ふといへども、舊記に所見なし。按するに、清少納言の枕草子・八雲御抄などに見えたるとゞろきの橋は、大和の奈良にありといへり。歌枕名寄に、

あられふる玉ゆりすゑて見るばかり

しばしなふみそとゞろきの橋

今は犀川橋と同じく、淺野川橋或は淺野川大橋と呼べり。此の橋の蓋傷詳かならず。按するに、小林重昌の碑文に、

重昌仕佐久間支蕃允。天正十一年四月江州志津嶽之戰敗亡。因還于越中。携妻子。從河北郡下小原路。道遇群盜。掠其衣物云々。八月高德公賜三百俵。重昌懇請曰。願得河北郡小原以治盜賊。公如其言。賜小原與石川郡泉野。群盜之所掠諸物。來眞於淺野川橋頭而去云々。といふこと見ゆ、又寛文十二年の箕浦五郎左衛門日記に、末森後卷の時に、殿様淺野川橋御通り被成と云ふより、我れ先く〜と津幡を指して往くとあり。右後卷は天正十二年九月也。さて當國前田家の所領となりしは天正十一年四月にて、其の以前は佐久間氏の領國なり。されば佐久間氏の時代、既に此の橋梁ありしこと知られけり。竹屋仁兵衛所藏の文祿三年九月利家卿の印書に、西川・淺野川橋手傳之事、能州へも又加州山おくへ越候て、材木を出候事はゆるし候。則橋本ばかりにて手傳の事可申付。不寄何時橋をかけ候て、手傳とゞろほりなく人足を可出云々。と載せ給へれば、此の時前田家の領國と成り、初て架替へありしと聞ゆ。さて慶長廿年四月三日の金澤町役定書に、才川・淺野川河橋之手傳夫、奥村備後守切手次第出し可申事。ともありて、國初以來兩橋共

架替への入費は、金澤本町及び半役七ヶ所の町々へ割當する舊例なり。其の巨細は犀川橋の條に記載す。又此の淺野川橋は延寶の金澤圖に橋長五十間・幅三間と見ゆ、土屋義休の大路水經には、長さ五十五間とあり。金城深秘録に、淺野川橋の長さ五十間・幅三間之處、寛保二年架替への時、橋臺を築出し、今の長さに成る。とあり。但し今の間數は記載せず。此の橋は後々まで、兩橋爪に馬除ありて、犀川橋とは異りしかど、明治九年に架替への時、馬除をば取除け、川縁の往來道となし、橋の長さ三十四間・幅四間となし、橋柱をば減少して橋梁の体を改めたり。

○淺野川渡初式

舊傳に云ふ。昔は橋架替への時、渡初の規式として禮式あり。如何なる故なりけん。淺野川橋に限りたる事にて、犀川の橋架替へにはその規式なしといひ傳へたりと。按するに、寶徳寺所藏會所よりの書簡に、

淺野川橋渡初被仰付候條、明後十四日より十八日迄之間、吉日御覽候て、御報可預示候。恐惶頓首。

八月十二日

會所